

別表一 各事業年度の所得に係る申告書（内国法人の分）… 令六・四・一以後終了事業年度等分

【No.2】 法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

【No.1】 通算子法人である場合、当事業年度終了の日は通算親法人の事業年度終了の日と同日ですか。

【No.10】 通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額又は出資金の額が1億円超である場合、軽減対象所得金額以下の金額について、軽減税率を適用していませんか。

また、通算グループ内のいずれかの法人が適用除外事業者にあたる場合、軽減対象所得金額以下の金額について、措法上の軽減税率（15%）を適用していませんか。

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書

令和 年 月 日

提出の有無 有 無

【No.7】 次の制度の適用を受ける通算法人が修正申告を行う場合、遮断措置の適用の判定を行っていますか。

- 中小通算法人等の軽減対象所得金額（別表一付表）
- 欠損金の通算（別表七(二)付表一）
- 損益通算（別表七(二)）
- 関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額（別表八(一)付表）
- 交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額）（別表十五付表）

【No.3】 法人税の確定申告書には、次の書類を添付していますか。

なお、(4)の書類は、通算親法人が添付している場合には、通算子法人は添付を省略することができます。

- 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
- 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
- 勘定科目内訳明細書
- 通算法人のみに適用される規定に係る金額の計算の基礎となる各通算法人の有する金額等に関する明細を記載した書類（別表十八(一)等）
- 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
- 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
- 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
- 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち、税額又は所得金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合）（租特透明化法第3条）

【No.8】 14欄及び39欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

の申告書による地方法人税額の計算	11			
控除税額	12			
差引所得に対する法人税額	13			
中間申告分の法人税額	14			
課税標準額	28			
地方法人税額	31			
税額控除超過額相当額の加算額	32			
課税標準額に係る地方法人税額	33			
所得地方法人税額	34			
外国税額の控除額	37			
差引地方法人税額	38			00
中間申告分の地方法人税額	39			00
差引確定（中間申告の場合はその地方法人税額（税額とし、マイナスの場合は(38)-(39)の場合は(42)へ記入）	40			00

中間納付額	42			
計	43			
この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき地方法人税額	44			00
剰余金・利益の配当（剰余金の分配）の金額				
残会財産の最後の分配又は引渡しの日				
送付を受けるようとする金融機関等				
銀行				
金庫・組合				
農協・漁協				
本店・支店				
出張所				
本所・支所				
郵便局名等				
預金				
座番				
座番				
※ 税務署処理欄				

税理士名

別表一次葉
令六・四・一以後終了事業年度等分

事業年度等		法人名	
法人税額の計算			
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額又は(別表三(五))	45	000	(45)の15%又は19%相当額 48
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	46	000	(46)の22%相当額 49
その他の所得金額 (1)-(45)-(46)	47	000	(47)の19%又は23.2%相当額 50
地方法人税額の計算			
所得の金額に対する法人税額 (28)	51	000	(51)の10.3%相当額 53
課税留保金額に対する法人税額 (29)	52	000	(52)の10.3%相当額 54
この申告が修正申告である場合の計算			
			確定地方法人税額 58
			還付金額 59
			欠損金の繰戻しによる還付金額 60
			00
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	62	0	土地譲渡税 (別表三(三)「21」)
同上 (別表三(二の二)「26」)	63	0	
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算			
外国税額 (別表六(二)「56」)	65		控除した金額 (37)
			66
			67

【No.9】地方法人税額の計算につき、51～54欄により計算していますか。

【No.10】通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額又は出資金の額が1億円超である場合、軽減対象所得金額以下の金額について、軽減税率を適用していませんか。
また、通算グループ内のいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合、軽減対象所得金額以下の金額について、措法上の軽減税率（15%）を適用していませんか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.9】65欄の金額は、別表六(二)の56欄の金額と一致していますか。

同族会社等の判定に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表二

同族会社	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	内	特出	(21)の	【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。	→	令六・四・一以後終了事業年度分
	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2			定			
の	株式数等による判定		3	同	(11)	12		
	$\frac{(2)}{(1)}$				(1)			
社	期末現在の議決権の		内	株	(22)の上位1順位の議決権の数	13		%
	(20)と(22)の上位3順位の議決権の							
の	議決権の数による判定	6		判	(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数	15		%
	$\frac{(5)}{(4)}$							
定	期末現在の社員の総数	7		判	社員の数による判定	16		%
	社員の数による判定	9			(15)			
の	同族会社の判定割合	10		判	特定同族会社の判定割合	17		%
	$\frac{(8)}{(7)}$				(12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合			
判定結果								
18 特定同族会社 同族会社 非同族会社								

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位	判定基準となる株主（社員）及び同族関係者		判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等			
	住所又は所在地	氏名又は法人名		被支配会社でない法人株主等 株式数又は出資の金額	議決権の数	その他の株主等 株式数又は出資の金額	議決権の数
株式数等	議決権数			19	20	21	22
			本人				

【No.11】 21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。
また、同一の株主グループに含めて判定すべき個人株主及び法人株主を別の株主グループとしていませんか。

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する
明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表三(一)

留保金額に対する税額の計算			
課税留保金額		税額	
年3,000万円相当額以下の金額 ((21)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額)	1	000	(1)の10%相当額
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((21)-(1))又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額)	2	000	(2)の15%相当額
年1億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	000	(3)
計(21) (1)+(2)+(3)	4	000	計 (5)+(6)+(7)
課税留保金額の計算			
留保所得金額 (別表四「52の②」)	9	門	住民税 中小企業者等以外の法人
当期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))	10		
留保当期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。)	11		の基礎となる 中小企業者等
法人税額及び地方法人税額の合計額 (((別表「2」+「3」+「4」+「6」+「9の外書」+「11」+「18」) -別表六(五の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)+			(別表「2」+「4」+「6」+「9の外書」+「11」+「18」) -(別表六(五)「5の③」+「9の外書」+「10の②」)
【No.15】11欄には、当事業年度中に基準日等があり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額（通算法人間配当等の額を除きます。）を記載していますか。			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)「1」)	14		住民税額 (22)又は(23)×10.4%
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15		特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×10%
通算法人の留保金加算額 (別表二()付表二「5」)	16		調整地方税額に係る控除額 (24)+(別表「11」+「17」)×10.4%-(別表六(二)付表六「7の計」)×10.4%×20% (マイナスの場合は0)
通算法人の留保金控除額 (別表二()付表二「10」)	17		住民税額から控除される金額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における 帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表一「19」)	18		
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19		
留保控除額 (別表三()付表一「33」)	20		
課税留保金額 (19)-(20)	21	000	住民税額 (24)-(27)

令六・四・一以後終了事業年度分

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.14】10欄の金額は、前事業年度の11欄の金額と一致していますか。

通算法人の留保金額又は所得基準額の調整計算に関する
明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表三
(一)付表二
令六・四・一
以後終了事業年度分

留保金加算額及び留保金控除額の計算			
留保金加算額	他の通算法人に対する通算法人株式の譲渡損失額 (別表四付表「3」)	1	円
	通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の二「11」)	2	
	通算外配当等流出額	3	
	通算内配当等の額	4	
	通算法人の留保金加算額 (1)+(2)+(3)+(4)	5	
留保金控除額	他の通算法人に対する通算法人株式の譲渡利益額 (別表四付表「8」)	6	円
	通算対象	7	
	通算法人間配当等の当期受取額	8	
	通算外配当等流出配賦額 (26)	9	
	通算法人の留保金控除額 (6)+(7)+(8)+(9)	10	
所得基準額控除額の計算			
算額の計算	他の通算法人の所得基準額加算額 (別表四付表「9」)	11	円
	通算法人の所得基準額加算額 (11)+(12)	13	
通算外配当等流出配賦額の計算			
算額の計算	通算内配当等の額の当期受取額	18	円
	通算内配当等受取超過額 (18)-(4) (マイナスの場合は0)	19	
	調整通算外配当等流出額 (3)と(19)のうち少ない金額	20	
	他の通算法人の調整通算外配当等流出額の合計額 (別表十八(一)「5の計」)-(20)	21	
	純通算内配当等の額 (4)-(18) (マイナスの場合は0)	22	
算額の計算	他の通算法人の純通算内配当等の額の合計額 (別表十八(一)「6の計」)-(22)	23	円
	純通算内配当等の割合 (22) (22)+(23)	24	
	通算外配当等流出超過額 (3)-(19) (マイナスの場合は0)	25	円
	通算外配当等流出配賦額 (20)+(21)×(24)+(25)	26	

【No.16】 3欄には、基準日等又は自己の事業年度（通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）終了の日において通算完全支配関係がない者に対して当事業年度中に支払う配当等の額を記載していますか。

【No.16】 4欄及び8欄には、基準日等及び自己の事業年度（通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）終了の日において通算完全支配関係がある他の通算法人に対して当事業年度中に支払う配当等の額（4欄）又は当該他の通算法人から当事業年度中に受ける配当等の額（8欄）を記載していますか。

【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.119】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

【No.22】別表五(二)の5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.17】1③欄の配当の金額は、株主資本等変動計算書等に記載の剰余金の配当等の額と一致していますか。

【No.105】役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び損金となる業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を加算していますか。

【No.24】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を13欄等で減算していますか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、

【No.19】前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。

【No.25】別表五(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を減算していますか。

【No.23】別表五(二)の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを18欄又は19欄で減算していますか。

【No.24】別表五(二)の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を加算していますか。

【No.102】損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。

【No.108】損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を加算していますか。

ことになりす。

区 分		保 社 外 流 出	
		円	円
当	期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額		
加	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)		
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税		
	損金経理をした納税充当金		
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)		
	減価償却の償却超過額		
	役員給与の損金不算入額		
	交際費等の損金不算入額		
	通算法人に係る加算額		
	(別表四付表「5」)		
	小 計		
減	減価償却超過額の当期認容額		
	納税充当金から支出した事業税等の金額		
	受取配当等の益金不算入額		
	(別表八(一)「5」)		
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額		
	(別表八(二)「26」)		
	受贈益の益金不算入額		
	適格現物分配に係る益金不算入額		
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額		
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等		
通算法人に係る減算額			
(別表四付表「10」)			
小 計			
(1)+(11)-(22)			
額			
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額			
(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)			
(別表九(一)「13」)			
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額			
(別表上(八)「13」、別表上(九)「11」又は別表上(一)「16」若しくは「33」)			
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額			
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額			
差 引 計			
(34)から(38)までの計			
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額			
(別表七(三)「9」又は「21」)			
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額			
(別表七(二)「5」又は「11」)			
当初配賦欠損金控除額の益金算入額			
(別表七(二)付表一「23」の計)			
差 引 計			
(39)+(40)+(41)+(42)			
欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額			
(別表七(一)「4」の計)+(別表七(四)「10」)			
総 計			
(43)+(44)			
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額			
(別表十二(二)「43」)			
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額			
(別表十二(十三)「10」)			
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額			
(別表十二(十三)「43」の計)			
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額			
(別表十二(一)「15」、別表十二(一)「10」又は別表十二(一)「14」)			
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額			
(別表上(六)「21」-「11」)			
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額			
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額			

別表四
令六・四・一以後終了事業年度分

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度： 【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表五(一) 令六・四・一以後終了事業年度分

御注意

この表は、通常の場合には次の式により検
期首現在利益積立金額合計[31]④+別表四第
十[中間分・確定分の通算税効果額の合計額]=差

区 分		期首現在利益積立金額 ①	当期の増減 減 ②	増 ③	差引翌期首現在利益積立金額 ①-②+③ ④
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
積 立 金	2				
	3				
〇 〇 〇 引 当 金	4				
繰延税金資産（負債）	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
未納法人税及び未納地方法人税（附帯税を除く。）	27	△	△	中間 確定 △	△
未払通算税効果額（附帯税の額に係る部分の金額を除く。）	28			中間 確定	
未納道府県民税（均等割を含む。）	29	△	△	中間 確定 △	△
未納市町村民税（均等割を含む。）	30	△	△	中間 確定 △	△
差 引 合 計 額	31				

【No.5】期首現在利益積立金額及び期首現在資本金等の額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.20】貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産（負債）等の金額は、④欄の金額と一致していますか。

【No.120】貸借対照表と別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②⑥欄の金額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付（還付）税額を調整した金額と一致していますか。）。

【No.18】別表四と別表五(一)の検算額は、31④欄の金額と一致していますか。
(検算式)
31①欄+別表四の52②欄+27、29及び30の③欄の合計額+28の③欄=31④欄
また、貸借対照表等に記載している通算税効果額の未払金又は未収金の額は、④欄に記載した金額と一致していますか。

【No.21】組織再編成が行われた場合、利益積立金額及び資本金等の額の調整を行っていますか。

中間
確定
△
中間
確定
△
中間
確定
△
中間
確定
△

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分	期首現在資本金等の額 ①	当期の増減 減 ②	増 ③	差引翌期首現在資本金等の額 ①-②+③ ④
資 本 金 又 は 出 資 金	32	円	円	円
資 本 準 備 金	33			
〇 〇 〇	34			
	35			
差 引 合 計 額	36			

金額[52] - 中間分・確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度： **【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。**

別表五(二)
令六・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度		期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	期末現在未納税額 ⑥ (①+②-③-④-⑤)
法地	1	円		円	円	円	円
	2						
	3		円				
	4						
	5						
	6						
道府県民税	7						
当期分	8						
中間	9						
計	10						
市町村民税	11						
	12						
当期分	13						
中間	14						
計	15						
特別法人事業税及び税	16						
	17						
当期中間分	18						
計	19						
その他の損金算入のもの	損金算入のもの						
	利子税	20					
	延滞金	21					
	(延納に係るもの)	22					
		23					
	加算税及び加算金	24					
	延滞税	25					
	延滞金	26					
	(延納分を除く。)	27					
過怠税	28						
	29						
納税充当金の計算							
期首納税充当金	30	円					円
繰入額	31						
損金経理をした納税充当金	32						
計	33						
(31)+(32)	34						
取崩額	35						
法人税額等	36						
(5の③)+(10の③)+(15の③)	37						
事業税及び特別法人事業税	38						
(19の③)	39						
通算法人	40						
事業年度末	41						
①	42	円					円
	43						
当期分	44						
計	45						

【No.5】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.23】 5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。

【No.24】 19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を別表四の13欄等で減算していますか。
また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を別表四で加算していますか。

【No.22】 5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.25】 「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四で減算していますか。

【No.26】 41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。

所得税額の控除に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六(一)
令六・四・一以後終了事業年度分

区分	収入金額		①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
	①	②	③	④
1 公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	円		円	円

【No.27】復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、「①について課される所得税額②」及び「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄には、所得税額及び復興特別所得税額を記載していますか。

【No.29】「①について課される所得税額②」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄について、集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額（別表六（五の二）の「1の②」から「4の②」までの各欄に記載された金額並びに10欄、16欄及び23欄に記載された金額）がある場合には、それぞれの金額を控除していますか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六（五の二）を作成・添付していますか）。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘柄	柄	収入金額		所得税額	配当等の計算期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合(10) (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける所得税額(8) × (11)
			7	8					
			円		円			円	

【No.28】所有期間によるあん分計算を要しないにもかかわらず、あん分計算を行った金額を12欄又は19欄に記載していませんか。

(例) ・ 公社債及び預貯金の利子
 ・ 合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配
 ・ 特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当
 ・ 資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配

銘柄別簡便法による場合	銘柄	柄	収入金額		所得税額	(12) 控除を受ける所得税額(14) × (18)
			13	14		
			円		円	円

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考
		・	円	円	
		・			
		・			
		・			
		・			
計					

国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に
関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(二)付表一
令六・四・一
以後終了事業年度分

区 分	国外所得対応分		①のうち非課税所得分		国外所得対応分		③のうち非課税所得分	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
国外事業所等帰属所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	5							
(5)のうち内部取引に係る利益又は損失の額	6							
加								
納付した控除対象外国法人税額	7							
交際費等の損金不算入額	8							
貸倒引当金の戻入額	9							
国外事業所等に帰せられるべき資本に 対応する負債の利子の損金不算入額 (別表六(二)付表二「16」)	10							
	11							
	12							
	13							
	14							
小 計	15							
減								
貸倒引当金の繰入額	16							
銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額 (別表六(二)付表二「20」)	17							
保険会社の投資資産超過額に係る 投資収益の益金不算入額 (別表六(二)付表四「29」)	18							
○ ○ ○	19							
	20							
	21							
	22							
小 計	23							
仮 計	24							
(5) + (15) - (23)								
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (21の①) + (21の③)	25							円
(25)のうち非課税所得の金額 (24の②) + (24の④)	26							

【No.31】 国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額（別表六(二)付表五の15欄及び16欄）及び非課税国外所得金額（別表六(二)付表五の17欄）の計算において、国外事業所等帰属所得に係る金額とその他の国外源泉所得に係る金額とに区分して計算していますか。

【No.33】 5欄の金額は、税引後の金額としていますか。
また、5欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.34】 国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。
(例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三の二)の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額（本店所在地国及び支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。）

【No.32】 国外事業所等帰属所得に係る金額及びその他の国外源泉所得に係る金額ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。

通算法人の控除限度額の計算等に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名
-------	---	---	-----

別表六(二)付表五
令六・四・一以後終了事業年度等分

I 通算法人の法人税の控除限度額の計算に関する明細書				
当期の法人税額の計算 法人税額の合計額 所得金額又は欠損金額 繰越欠損金の当期控除額 通算対象欠損金額の損金算入額 通算対象所得金額の益金算入額 当初配賦欠損金控除額の益金算入額 通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 組合等損失額の損金不算入額 組合等損失超過合計額の損金算入額 計 所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 当期の調整 計 算	1	円	(19) 非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14」の計)	20
	2	円	(20) 非課税国外所得金額のうち0を超えるもの (別表十八(一)「15」の計)	
	3	円	(21) 所得金額 (20)の金額	
	4	円	(22) 繰越欠損金 加算前国外所得金額のうち0を超えるもの合計額 (別表十八(一)「16」の計)	23
	5	円	(23) 通算対象欠損金額の損金算入額	
	6	円	(24) 通算対象所得金額の益金算入額 加算調整額 (22) × (19)/(23)	24
	7	円	(25) 当初配賦欠損金控除額の益金算入額 調整前国外所得金額 (19) + (24)	25
	8	円	(26) 通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額 (19)の金額 調整前国外所得金額の合計額 (別表十八(一)「17」の計)	26
	9	円	(27) 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (14) × 90%	27
	10	円	(28) 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (26) - (27) (マイナスの場合は0)	28
	11	円	(29) 組合等損失額の損金不算入額	
	12	円	(30) 組合等損失超過合計額の損金算入額 調整金額 (28) × (19)/(23)	29
	13	円	(31) 計 (3) + (4) + (5) - (6) - (7) + (8) + (9) - (10) - (11) + (12)	30
	14	円	(32) 所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11」の計) - 「12」の計) (マイナスの場合は0)	
	15	円	(33) 当期の調整 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	
	16	円	(34) その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「46」の①)	
	17	円	(35) 非課税国外所得金額 (別表六(二)「46」の②) + (別表六(二)付表一「26」)	
	18	円	(36) (17)のうち0を超える金額	
	19	円	(37) 加算前国外所得金額 (15) + (16) - (18) (マイナスの場合は0)	

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.31】国外事業所等を通じて事業を行っている場合、15~17欄の計算において、国外事業所等帰属所得に係る金額とその他の国外源泉所得に係る金額とに区分して計算していますか。
また、国外事業所等帰属所得に係る金額の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成・添付していますか。

II 通算法人の地方法人税控除限度額の計算に関する明細書

地方法人税額の計算	36	円	(39) 調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「33」の計)	40
	37	円	(40) 地方法人税額 (36) × 10.3% - ((別表六(五)の②)「5」の③) + (別表十七(三)の六)「11」 - (36)と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	41
	38	円	(41) 調整前控除限度額のうち0を超えるもの合計額 (別表十八(一)「34」の計)	42
	39	円	(42) 地方人税額の合計額 (別表十八(一)「31」の計)	43
		円	(43) 調整前控除限度額 (38) × (30)/(14)	
		円	(44) 地方人税控除限度額 (39) - (42) (マイナスの場合は0)	

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名
-------	---	---	-----

別表六(二)付表六
令六・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「21」)	税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「18」+「19」+「20」)	(2)につき法第69条第19項により対象前各事業年度の法人税額に加算した金額	(2)につき法第69条第18項により対象前各事業年度の法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (2) + (3) - (4)	(5) > (1) の場合 税額控除不足額相当額 ((5) - (1)) 又は当初申告税額控除不足額相当額	(1) > (5) の場合 税額控除超過額相当額 ((1) - (5)) 又は当初申告税額控除超過額相当額
	1	2	3	4	5	6	7
：	円	円	円	円	円	円	円
：							
：							
：							
：							
計							

【No.35】過去の事業年度における外国税額の控除額が増加したことに伴い、税額控除不足額相当額の控除を受ける場合には、税額控除不足額相当額の控除を受けるために必要な書類（その過去の事業年度の別表六(二)などの法規第30条の2に規定する書類）を添付した上で、6欄及び13欄のそれぞれの計の金額を、別表六(二)の22欄及び55欄にそれぞれ転記していますか。

【No.36】修正申告である場合、6欄、7欄の金額は当初申告におけるこれらの欄の金額と一致していますか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

II 地方法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

過去適用課税事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「54」)	税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「53」)	(9)につき地方税法第12条第9項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に加算した金額	(9)につき地方税法第12条第8項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (9) + (10) - (11)	(12) > (8) の場合 税額控除不足額相当額 ((12) - (8)) 又は当初申告税額控除不足額相当額	(8) > (12) の場合 税額控除超過額相当額 ((8) - (12)) 又は当初申告税額控除超過額相当額
	8					13	14
：	円				円	円	円
：							
：							
：							
：							
計							

【No.35】過去の事業年度における外国税額の控除額が減少したことに伴い、税額控除超過額相当額が生じた場合には、その過去の事業年度の別表六(二)などの法規第30条の5に規定する書類を添付した上で、7欄及び14欄のそれぞれの計の金額を、別表一の4欄及び32欄でそれぞれ加算していますか。

【No.36】修正申告である場合、13欄、14欄の金額は当初申告におけるこれらの欄の金額と一致していますか。

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(三)
令六・四・一以後終了事業年度分

当期の控除余裕額又は控除限度超過額の計算								
控除限度等	法人税 (別表六(二)「17」又は(別表六(二)「11」)	1	円	控除	国	税	7	円
	地方税法 (別表六(二)「52」又は(別表六(二)「46」)	2		除	(1) - (6)			
	道府県民税 (1)×1%又は(別表六(三)付表一「28の④」)	3		余	道府県民税			
	市町村民税 (1)×6%又は(別表六(三)付表一「28の⑤」)	4			市町村民税		9	
	計 (1) + (2) + (3) + (4)	5						
控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	6							

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.37】12～29の②欄及び⑤欄の金額は、最も古い事業年度のものから順に充当していますか。
また、同一事業年度のものについては、国税、道府県民税、市町村民税の順に充当していますか。

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額に関する明細									
事業年度	区分	控除余裕額			控除限度超過額			円	外
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥		
・	国 税	12	円	円			円	外	円
	道府県民税	13							
	市町村民税	14							
・	国 税	15							円
	道府県民税	16							
	市町村民税	17							
・	国 税	18						外	
	道府県民税	19							
	市町村民税	20							
・	国 税	21						外	
	道府県民税	22							
	市町村民税	23							
・	国 税	24						外	
	道府県民税	25							
	市町村民税	26							
・	国 税	27						外	
	道府県民税	28							
	市町村民税	29							
合 計	国 税	30						外	
	道府県民税	31							
	市町村民税	32							
	計 (30) + (31) + (32)	33							
当 期 分	国 税	34	(7)				(11)	外	(別表六(二)の二「20」 - (33の外))
	道府県民税	35	(8)						(33の②)
	市町村民税	36	(9)						
	計 (34) + (35) + (36)	37	(10)	(33の⑤)					

【No.5】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

外国子会社配当益金不算入の対象とならない剰余金の配当等の額のうち特定課税対象金額等を超える金額等に対応する控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度
：
：
法人名

別表六四の二
令六・四・一以後終了事業年度分

外国法人の名称等	名称	1								
	本店又は上たる所の所在地	国名又は地域名	2							
		所在地	3							
		発行済株式等の保有割合	4	%	%	%	%	%	%	
	発行済株式等の通算保有割合	5	%							
剰余金の配当等に係る外国法人税額	税種	6								
	納付確定日又は納付日	7								
	課税標準	8								
	税率	9						%		
	税額 (8)×(9)	10								
	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	11								
	(11)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (8)×税率	12	()	%	
	みなし納付外国法人税額 (12)－(10)	13								
	外国法人税額の合計 (10)＋(13)	14								
	控除対象	損金算入配当を受ける場合	15							
(15)のうち措置法第66条の8第3項又は第9項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(二の七)「25」)		16								
益金算入される損金算入配当等の額 (15)－(16)		17								
(14)のうち(17)に対応する金額		18								
外国法人	上記記当以外をの受ける剰余金の場合	19								
	措置法第66条の8第1項、第3項、第7項又は第9項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「27」)	20								
	益金算入される剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「9」)－(19)	21								
控除対象外国法人税額 ((8)×35%)と(18)又は(21)のうち少ない金額	22									
税額	納付分 (22)×(10)/(14)	23	(円)	(円)	(円)	(円)
	みなし分 (22)－(23)	24	(円)	(円)	(円)	(円)
額	納付した控除対象外国法人税額 ((23)欄の合計)	25							円	
	納付したとみなされる控除対象外国法人税額 ((24)欄の合計)	26								

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.40】7欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.41】9欄は、租税条約及び日台民間租税取決めの限度税率を超えていませんか。

【No.42】11欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。

利子等に係る控除対象外国法人税額等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(五)

利子等に係る控除対象外国法人税額に関する明細										
国名	1									
税種	2									
納付確定日又は納付日	3									
納付人 外国税額	課税標準（収入金額）	4								
	税率	5					%	%		
	税額 (4) × (5)	6								
納付した外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	7								
	上記(7)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (4) × 税率	8	()	()	()	()
	みなし納付外国法人税額 (8) - (6)	9								
	外国法人税額の合計 (6) + (9)	10								
	控除対象外国法人税額 ((4) × (10% 又は 15%)) と(10)のうち少ない金額	11								
控除対象外国法人税額	(6)と(11)のうち少ない金額	12	()	()	()	()
	(11) - (12)	13	()	()	()	()
	納付した控除対象外国法人税額 (12)欄の合計	14								円
納付したとみなされる控除対象外国法人税額 (13)欄の合計	15									
所得率の計算										
事業年度	所得金額仮計 (別表四「26の①」)	16	円							
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「5」)	17	円							
・	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」) + (別表十七(三)の七)「27の計」)	18	円							
	外国子会社等から受ける配当等の源泉税等金不算入額 (別表八(二)「27」)	19	円							
・	控除所得税額 (別表六(一)「6の③」)	20	円							
	損金算入額 外国法人税額	21	円							
・	調整所得金額 (16) + (17) - (18) - (19) - (20) + (21) (マイナスの場合は0)	22	円							
	総収入金額等	23	円							
当期分										
計										
所得率 (22の計) / (23の計)	24									%

令六・四・一以後終了事業年度分

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.40】3欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.41】5欄は、租税条約及び日台民間租税取決めの限度税率を超えていませんか。

【No.42】7欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表六(六)

令六・四・一以後終了事業年度分

法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算		調整前法人税額超過額の計算	
当期税額控除可能額 (7の合計)	1	当期税額基準額 $((2)-(3)) \times \frac{90}{100}$	4
調整前法人税額 (別表「2」又は別表「2」若しくは「13」)	2	法人税額の特別控除額 (1)と(4)のうち少ない金額)+(3)	5
試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額 (別表六(十四)「14」+「28」)	3	調整前法人税額超過額	
当期税額控除可能額、調整前法人税額超過構成額及び適用を受ける各特別控除制度		調整前法人税額超過構成額	法人税額の特別控除額
		7	8
		9	
一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	① 別表六(九)「21」	別表六(九)「23」
中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	② 別表六(十)「18」	別表六(十)「20」
特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	③ 別表六(十二)「9」	別表六(十二)「11」
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	④ 別表六(六)付表「1の③」	別表六(六)付表「2の③」
	当期分	⑤ 別表六(十五)「14」	別表六(十五)「16」
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑥ 別表六(六)付表「1の⑧」	別表六(六)付表「2の⑧」
	当期分	⑦ 別表六(十六)「16」	別表六(十六)「18」
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑧ 別表六(十七)「23」	別表六(十七)「25」
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑨ 別表六(十八)「23」	別表六(十八)「25」
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑩ 別表六(十九)「18」	別表六(十九)「20」
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑪ 別表六(二十一)「16」	別表六(二十一)「18」
	当期分	⑫ 別表六(二十一)「21」	別表六(二十一)「23」
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑬ 別表六(二十一)「27」	別表六(二十一)「29」
	当期分	⑭ 別表六(二十一)「8」	10
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑮ 別表六(六)付表「1の⑩」	別表六(六)付表「2の⑩」
	当期分	⑯ 別表六(二十一)「15」	17
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑰ 別表六(六)付表「1の⑪」	別表六(六)付表「2の⑪」
	当期分	⑱ 別表六(二十四)「43」	45
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑲ 別表六(二十五)「18」	20
	当期分	⑳ 別表六(二十六)「19」	別表六(二十六)「21」
情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉑ 別表六(二十六)「26」	別表六(二十六)「28」
	当期分	㉒ 別表六(二十六)「41」	別表六(二十六)「43」
	前期繰越分計	㉓ 別表六(六)付表「1の㉑」	別表六(六)付表「2の㉑」
産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉔ 別表六(六)付表「1の㉒」	別表六(六)付表「2の㉒」
	当期分	㉕ 別表六(二十七)「16」	別表六(二十七)「18」
	当期分	㉖ 別表六(二十七)「26」	別表六(二十七)「28」
特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉗ 別表六(六)付表「1の㉓」	別表六(六)付表「2の㉓」
	当期分	㉘ 別表六(二十八)「22」	別表六(二十八)「24」
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉙ 別表六(二十九)「12」	別表六(二十九)「14」
合計		(6)	(5)-(3)

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.43】複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。

特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書

事業年度	:	:	法	【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。	
国内設備	国内設備	当期償却費総額	(26)	10	
特定可税額控除規定に係る要件	令和6年4月1日以後に開始する事業年度において、(1) ≥ 10億円かつ(2) ≥ 1,000人の場合又は(2) > 2,000人の場合において、(15) > 0のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき			11	該当・非該当
	同上以外の場合			12	該当・非該当
	産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定			13	該当・非該当
所得金額	当期の基準所得等金額 (別表四「52の①」-「37の①」-「38の①」-「40の①」-「42の①」-「44の①」)+ (別表四付表「9の①」)+ (別表七の二「5」-「1」) × 当期の月数 (マイナスの場合は0)			14	
前事業年度の基準所得等金額の合計額	(前事業年度の月数調整前の(14)の合計) (マイナスの場合は0)			15	
要件	(14) ≤ (15)			16	該当・非該当

別表六(七)
令六・四・一以後終了事業年度分

継続雇用者給与等支給額	1	円	期末現在の資本金の額又は出資金の額
	2	人	期末現在の常時使用する従業員の数
	3	円	継続雇用者給与等支給額 (23の①)
	4	円	継続雇用者比較給与等支給額 (23の②)又は(23の③)
	5	円	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)-(4)}{(4)}$ (((3)-(4) < 0) 又は (3) = (4) = 0 の場合は 0)
要件	6		特定可税額控除規定の適用 (1) ≥ 10億円かつ(2) ≥ 1,000人の場合又は(2) > 2,000人の場合において、(15) > 0のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき (5) ≥ 0.01) 又は ((3) = (4) = 0)
	7		同上以外の場合 (3) > (4) 又は ((3) = (4) = 0)
要件	8		産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定 (5) ≥ 0.01) 又は ((3) - (4) - 0)

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算

継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算
----------------	------------------

【No.44】 通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合又は通算グループ内のいずれかの法人（一定の通算加入適用除外事業者を除きます。）が適用除外事業者に該当する場合で、次の法人税額の特別控除制度の適用を受けるときには、別表六(七)（通算グループ内のいずれかの法人が次の(1)又は(2)の制度の適用を受けるときには、別表六(七)及び(八)）を作成・添付していますか。

また、別表六(七)の6欄、7欄、11欄、12欄又は16欄（通算グループ内のいずれかの法人が次の(1)又は(2)の制度の適用を受けるときには、別表六(八)の4欄、8欄又は13欄）のいずれかが「該当」となっていますか。

- 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、同付表）
- 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除（別表六(十二)、同付表二）
- 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(十九)）
- 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(二十五)）
- 情報技術事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（別表六(二十六)）

損益計算書に計上された減価償却費の額	24	円	当期償却費総額
剰余金の処分により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	25	円	(24) + (25)
			26

通算法人に係る通算特定税額控除規定の適用可否の判定
に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六(八)

各通算法人の 額の合計額 (別表 各通算法人の 支給額の合計 (別表	【No.44】 通算グループ内のいずれかの法人が次の(1)又は(2)の制度の適用を受ける ときには、4欄、8欄又は13欄のいずれかが「該当」となっていますか。 (1) 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、同付表） (2) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除（別表六(十二)、同付表二）		円
	各通算法人の 支給額の合計 (別表	円	
継続雇用者 継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(1)-(2)}{(2)}$ ((1)-(2) < 0 又は (1) = (2) = 0 の場合は 0) ((3) ≥ 0.01)、((1) > (2)) 又は ((1) = (2) = 0)	3	各通算法人の前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表十八(二)「10の計」) (マイナスの場合)	10
4 該当・非該当		【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。	
国内設備投資額に係る要件 各通算法人の国内設備投資額の合計額 (別表十八(二)「8の計」)	5	各通算法人の前事業年度の基準通算所得等金額の合計額を合計した金額 (別表十八(二)「11の計」) (マイナスの場合は0)	12
各通算法人の当期償却費総額の合計額 (別表十八(二)「9の計」)	6		
当期償却費総額基準額 $(6) \times \frac{30 \text{ 又は } 40}{100}$	7		
8 該当・非該当		(10) ≤ (12)	13 該当・非該当

令六・四・一以後終了事業年度分

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

試験研究費の額		1	円	事業年度	【No.49】通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除の適用を受ける場合、別表六(十)付表を作成・添付していますか（自己において、試験研究費の額、特別試験研究費の額及び調整前法人税額がない場合を除きます。）。	別表六(十)
控除対象	同上のうち特別試験研究費以外の額		2	中小		令六・四・一以後終了事業年度分
調整前法人税額	一「2」又は別表一の二「2」若しくは「131」		14			
事業年度の場	(7) > 12% の場合		15	0.35	【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。	
	(9) > 10% の場合の特例加算割合 ($(9) - \frac{10}{100}$) × 2 (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)		16			
当期税額基準額	((14) + (別表六(十三)「9」)) × ((15)、(0.25 + (16)) 又は 0.25)		17	円		
試験研究費割合の計算	平均売上金額	8	円	計算		
試験研究費割合の計算	(別表六(十一)「101」)		(5)			
試験研究費割合の計算	【No.51】 通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合又は通算グループ内のいずれかの法人（一定の通算加入適用除外事業者を除きます。）が適用除外事業者に該当する場合、次の中小企業者等向けの法人税額の特別控除制度を適用していませんか。					
試験研究費割合の計算	(1) 中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(十)、同付表）					
試験研究費割合の計算	(2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(十五)）					
試験研究費割合の計算	(3) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（適用要件の緩和措置）（別表六(二十)）					
試験研究費割合の計算	(4) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(二十三)）					
試験研究費割合の計算	(5) 中小企業者等に係る給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（別表六(二十四)）					
試験研究費割合の計算	(6) 生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（税額控除割合）（別表六(二十六)）					
試験研究費割合の計算	(0.17を超える場合は0.17)					

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書

事業年度

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表六十一

比較試験研究費の額の計算			
事業年度	試験研究費の額	当期の月数 (1)の事業年度の月数	改定試験研究費の額 (2) × (3)
1	2	3	4
調整対象年度	円	—	円
・		—	
・		—	
・		—	
・		—	
計			
比較試験研究費の額 (4の計) ÷ (調整対象年度数) 5			
平均売上金額の計算			
事業年度	売上金額	当期の月数 (6)の事業年度の月数	
6	7		
売上調整年度	円	—	
・		—	
・		—	
・		—	
・		—	
計			
平均売上金額 (9の計) ÷ (1 + 売上調整年度数) 10			

【No.46】 申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
また、当事業年度に適用される規定により計算していますか。

【No.48】 調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をしていますか。
【No.50】 合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。
また、分割若しくは現物出資が行われた場合の比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整計算の特例の適用を受ける場合又は現物分配が行われた場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受ける場合、所定の事項を記載した書類を添付していますか。

【No.47】 申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

令六・四・一以後終了事業年度分

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(十二)
令六・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定		調 査 (別 表)	調 査 (別 表)	調 査 (別 表)
特別試験研究費の額 (14の計)	1			
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(九)「3」)又は(別表六(十)「3」)	2	当 期 税 額 基 準 額 (7)+(別表六(十三)「18」) $\times \frac{10}{100}$	8	
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3			
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(15)のうち少ない金額)	4	当 期 (6)と(8) (十二)付表		
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)-(4)と(16)のうち少ない金額)	5	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の③」)	10	
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + (3) - (4) - (5) \times \frac{20}{100}$	6	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (9)-(10)	11	
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細				
措法第42条の4第7項各号の該当号		特 別 試 験 研 究 の 内 容		特別試験研究費の額
12				4
第1号・第2号				円
第1号・第2号				
第1号・第2号				
第1号・第2号				
計				
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額	15			
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額	16			

【No.49】通算グループ内のいずれかの法人が一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除の適用を受ける場合、別表六(十二)付表二を作成・添付していますか(自己において、試験研究費の額、特別試験研究費の額及び調整前法人税額がない場合を除きます。)

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.45】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
 (1) 棚卸資産
 (2) 固定資産(事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。)
 (3) 繰延資産(試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。)
 また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。
 そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		法人名	適用可否		
1	期末現在の資本金の額又は出資金の額	円			
2	期末現在の常時使用する従業員の数	人			
法人税額の計算					
4	雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「4」)				
5	比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「11」)				
6	雇用者給与等支給増加額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)				
7	雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ (5)=0の場合は0)				
8	調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「5」)				
9	調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「12」)				
10	調整雇用者給与等支給増加額 (8)-(9) (マイナスの場合は0)				
11	継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の①」)				
12	継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の②」又は「19の③」)				
13	継続雇用者給与等支給増加額 (11)-(12) (マイナスの場合は0)				
14	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ (12)=0の場合は0)				
15	教育訓練費の額				
16	比較教育訓練費の額 (別表六(二十四)付表一「24」)				
17	教育訓練費増加額 (15)-(16) (マイナスの場合は0)				
18	教育訓練費増加割合の計算 $\frac{(17)}{(16)}$ (16)=0の場合は0)				
19	雇用者給与等支給額比教育訓練費割合 $\frac{(15)}{(4)}$				
20	控除対象雇用者給与等支給増加額 (6)と(10)のうち少ない金額	円			
21	雇川者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十四)付表二「12」)				
22	差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (20)-(21) (マイナスの場合は0)				
税額控除限度額等の計算	令和6年3月31日以前に開始した事業年度の場合	第1項適用の場合	(14) ≥ 4% の場合 0.1	23	
			(18) ≥ 20% 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.05	24	
			税額控除限度額 $(22) \times (0.15 + (23) + (24))$ (14) < 0.03 の場合は0)	25	円
		第2項適用の場合	(7) ≥ 2.5% の場合 0.15	26	
		(18) ≥ 10% 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.1	27		
		中小企業者等税額控除限度額 $(22) \times (0.15 + (26) + (27))$ (7) < 0.015 の場合は0)	28	円	

【No.52】5欄の金額は、前事業年度の別表六(二十六)の4欄の金額と一致していますか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.54】4欄及び11欄並びに5欄及び12欄の金額は、当事業年度に適用される規定により計算していますか。

【No.52】16欄に記載がある場合、前事業年度の別表六(二十六)の15欄の金額と一致していますか。

別表六(二十四) 令六・四・一以後終了事業年度分

給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額
控除限度超過額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表六(二十四)付表一

雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算				
国内雇用者に対する給与等の支給額	(1)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	(2)のうち雇用安定助成金額	雇用者給与等支給額 (1) - (2) + (3) (マイナスの場合は0)	調整雇用者給与等支給額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)
1	2	3	4	5
円	円	円	円	円

比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算				
前事業年度	国内支	8)のうち雇用安定助成金額	適用年度の月数 (6)の前事業年度の月数	
6			9	10
：				
比較雇用者			給	円
調整比較			給	円
(マイナスの場合は0)				

【No.53】給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額又はその金額のうち雇用安定助成金額がある場合、2欄及び3欄に金額を記載していますか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

令六・四・一以後終了事業年度分

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算			
事業年度等	継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算	
	適用年度	前事業年度	前一年事業年度特定期間
	①	②	③
13		：	：
円	円	円	円
14			
15			
16			
17			
18			
19			円

比較教育訓練費の額の計算			
事業年度	教育訓練費の額	適用年度の月数 (20)の事業年度の月数	改定教育訓練費の額 (21) × (22)
20	21	22	23
円	円	円	円
計			
24	(23の計) ÷ (調整対象年度数)		

翌期繰越税額控除限度超過額の計算			
事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (25) - (26)
：	25	26	27
：	円	円	円
：			外
：			外
：			外
：			外
：			外
：			外
：			外
計		別表六(二十四)「48」	
当期分	別表六(二十四)「40」	別表六(二十四)「43」	外
合計			

欠損金の損金算入等に関する明細書

事業年度		法人名	別表七(一)	
控除前所得金額 (別表四「43の①」)		1	円	
損金算入限度額 (1) × $\frac{50 \text{ 又は } 100}{100}$		2	円	
事業年度	区分	控除未済欠損金額 3	当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)－当該事業年度の(1)の合計額)のうち少ない金額 4	翌期繰越額 (3)－(4)又は(別表七(四)「15」) 5
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円	
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			円
・	災害損失			
・	災害損失			
・	災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計				
当欠損金額 (別表四「52の①」)		欠損金の繰戻し額		
期	同上のうち	【No.56】 4欄の計の金額は、別表七(二)付表一の8欄の計の金額と一致していますか。		
分	青 災	【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。		
合計				
災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額等の計算				
<p>【No.55】 2欄の金額は、損益通算後の欠損金控除前の所得金額の50%相当額となっていますか。ただし、次の事業年度を除きます。</p> <p>(1) 通算グループ内の全ての法人が、当事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であり、かつ、一又は完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されていない法人である場合の事業年度</p> <p>(2) 更生手続開始の決定の日等からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。)</p> <p>(3) 通算グループ内の全ての法人の当事業年度終了の日の属する事業年度が、設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合の通算法人(一定の通算法人を除きます。)の事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。)</p>				
差引災害により生じた損失の額 (10)－(11)		12	【No.57】 適格合併等に係る被合併法人等に未処理欠損金額がある場合又は適格組織再編成等に係る合併法人等に欠損金額がある場合、別表七(一)付表一を作成・添付していますか。また、特定欠損金額がある場合、別表七(一)付表一の1～3欄の内書にその金額を記載していますか。	
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額		13		
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額		14		
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 (6の③)と(13の③)－(14の③)のうち少ない金額		15		
繰越控除の対象となる欠損金額 (6の③)と(12の③)－(14の③)のうち少ない金額		16		

【No.5】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.56】 5欄の金額は、別表七(二)の4欄と7欄の金額の合計額と一致していますか。

【No.56】 4欄の計の金額は、別表七(二)付表一の8欄の計の金額と一致していますか。

【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.55】 2欄の金額は、損益通算後の欠損金控除前の所得金額の50%相当額となっていますか。ただし、次の事業年度を除きます。

(1) 通算グループ内の全ての法人が、当事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であり、かつ、一又は完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されていない法人である場合の事業年度

(2) 更生手続開始の決定の日等からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。)

(3) 通算グループ内の全ての法人の当事業年度終了の日の属する事業年度が、設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合の通算法人(一定の通算法人を除きます。)の事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。)

【No.57】 適格合併等に係る被合併法人等に未処理欠損金額がある場合又は適格組織再編成等に係る合併法人等に欠損金額がある場合、別表七(一)付表一を作成・添付していますか。また、特定欠損金額がある場合、別表七(一)付表一の1～3欄の内書にその金額を記載していますか。

別表七(一)
令六・四・一以後終了事業年度分

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表七の二
令六・四・一以後終了事業年度分

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算			
所得事業年度であらる場合	通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」)	1	円
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)-(1)	2	
	計 (1)+(2)	3	
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4	
	通算対象欠損金額 $(4) \times \frac{(1)}{(3)}$	5	
	通算前所得金額	11	
通算前欠損金額 (別表四「39」を下回る場合)	6		
調整通算前欠損金額 (6)又は(16)	7		
他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「28の計」)-(7)	8		
計 (7)+(8)	9		
他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	10		
通算対象所得金額 $(10) \times \frac{(7)}{(9)}$	11		

【No. 4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

通算前欠損金額の調整計算の明細				
多額の償却費が生ずる事業年度である場合の通算対象外欠損金額 (6)	制限対象額	特定資産譲渡等損失額 (19)	通算対象外欠損金額 (12)又は(6)と(13) + (14)のうち少ない金額	調整通算前欠損金額 (6)-(15)
12	13	14	15	16
円	円	円	円	円

適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細			
支配関係発生日	.	.	円
【No. 59】時価評価除外法人に該当する場合（支配関係5年継続要件及びみなし共同事業要件のいずれも満たさない場合に限り。）で次に該当するときには、それぞれ次の記載をしていますか。			
(1) 当事業年度が多額の償却費の額が生ずる事業年度である場合 12欄(13欄及び14欄の記載は不要です。)			
(2) 当事業年度の適用期間において特定資産譲渡等損失額が生ずる場合 14欄			
当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による損失の額	17		
適用期間における特定資産の譲渡等による損失の額	18		
譲渡等損失額は(別表七の二付表二「二付表一」5又は「9」)	19		
を下回っていない資産の明細			
等	時価	帳簿価額	
		円	円

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表八(二)

外国子会社 の名称等	名	1							
	本店の所在 又は事 主所	国名又は地域名	2						
		所在地	3						
	主たる事業	4							
	発行済株式等の保有割合	5							
	発行済株式等の通算保有割合	6		%	%	%	%		
益金 不算 入 等 の 計 算	支払義務確定日	7							
	支払義務確定日までの保有期間	8							
	剰余金の配当等の額	9	()	()	()	()	()	()	円
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	()	()	()	()	()	()	円
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	損当(9)の元本である株式又は出資の総数 等又は総額につき外国子会社により 算入の計算 対象となる 対 受 取 配 損金算入対応受取配当等の額 (13)のうち外国子会社の所得の金額の 計算上損金の額に算入された金額	13	()	()	()	()	()	()	円
	損金算入対応受取配当等の額 (9) × $\frac{(14)}{(13)}$	14	()	()	()	()	()	()	円
	損金算入対応受取配当等の額 (9) × $\frac{(14)}{(13)}$	15	()	()	()	()	()	()	円
	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15)	16	()	()	()	()	()	()	円
(16)に対応する外国源泉税等の額 (10)又は $(10) \times \frac{(14)}{(13)}$	17	()	()	()	()	()	()	円	
剰余金の配当等の額に係る費用相当額 (9) - (16) × 5%	18								
法第23条の2の規定により益金不算人とされる剰余金の配当等の額 (9) - (16) - (18)	19								
措置法第66条の8第2項又は第8項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「23」+「24」)	20								
(16)のうち措置法第66条の8第3項又は第9項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	21								
(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (19) + (20) + (21)	22								
法第39条の2の規定により損金不算入とされる外国源泉税等の額 (10) - (17)	23								
(23)のうち措置法第66条の8第14項の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の七)「28」)	24								
(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 (23) - (24) (マイナスの場合は0)	25								
益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計 (22)欄の合計	26							円	
損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計 (25)欄の合計	27								

【No.67】6欄は、他の通算法人が保有する株式の数等を含めて算出し、その割合は25%以上となっていますか。
また、租税条約で保有割合が軽減されている場合、自己が単独で保有する割合は、軽減割合以上となっていますか。

【No.68】7欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.69】8欄は、6月以上の期間となっていますか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.70】27欄の金額を別表四で加算していますか。

令六・四・一以後終了事業年度分

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

【No.73】同一事業年度内の同一暦年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

別表十五

I 収用換地等の場合の明細			円
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1	譲渡資産
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	同上の譲渡資産に 対応する部分の帳簿価額
	収用換地等による譲渡年月日	3	譲渡経費の額の計算
	譲渡資産の種類	4	譲渡経費の額の計算
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	譲渡経費の額の計算
	同表以外の補償金の額	6	譲渡経費の額の計算
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9	譲渡経費の額の計算
	特別控除に係る交換取得資産の価額	10	特別控除額の計算
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	11	特別控除額の計算
			支出した譲渡経費の額
			譲渡経費に充てるため 交付を受けた金額
			差額
			譲渡経費の額の計算 (9) + (10)
			当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額
			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額
			特別控除残額 5,000万円 - (20)
			特別控除額 ((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.71】3欄は、2欄に記載した日から6月を経過した日付となっていますか。

【No.72】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、14欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

令六・四・一以後終了事業年度分

II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	23	円	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	(: :)	1,500万円 - (38)	39
取得した対価の額	25	円	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40
交換取得資産の価額	26	円	特別控除残額 5,000万円 - (40)	41
交換取得			特別控除額 ((32)、(39)と(41)のうち少ない金額)	42
特定事業			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43
譲渡経費の額の計算			800万円 - (43)	44
			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45
			特別控除残額 5,000万円 - (45)	46
			特別控除額 ((32)、(44)と(46)のうち少ない金額)	47
特定土地を譲渡した地区画整理事業等の特別控除のため土地に計算			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	48
			2,000万円 - (33)	49
			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	50
			特別控除残額 5,000万円 - (35)	51
			特別控除額 ((32)、(34)と(36)のうち少ない金額)	52

【No.74】収用換地等及び特定事業の用地買収等に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(20~22欄、35~37欄、40~42欄、45~47欄、50~52欄)。
また、別表十(五)付表は、譲渡した資産ごとに作成・添付していますか。

完全支配関係法人の資産の譲渡がある場合の資産の譲渡に係る特別控除額の特例に関する明細書

事業年度 . . . 【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表十(五)付表
令六・四・一以後終了事業年度分

完全支配関係法人の資産の譲渡がある場合の取用換地等の場合の所得の特別控除額の計算			
当該資産の譲渡をした日の属する年の調整前損金算入額 (6) + (7)	円	円	8
当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除超過額の合計額 (8) - 5,000万円 (マイナスの場合は0)	円	円	9
調整前特別控除額 (別表十(五)「18」又は「19」と(2)のうち少ない金額)	円	円	10
当該資産の譲渡をした日の属する年のうち当期内において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	円	円	11
当該資産の譲渡をした日の属する年において譲渡した同上以外の他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	円	円	12
当該資産の譲渡をした日の属する年のうち特別控除額 (12) - ((5)のうち特別控除額) (マイナスの場合は0)	円	円	13
当該資産の譲渡をした日の属する年のうち特別控除額 (13) × (3) / (3) + (4)	円	円	14
完全支配関係法人の資産の譲渡がある場合の特定事業の用地買収等の場合等の所得の特別控除額の計算			
調整前特別控除額 (別表十(五)「32」と「34」のうち少ない金額)、(別表十(五)「32」と「39」のうち少ない金額)、(別表十(五)「32」と「44」のうち少ない金額)又は(別表十(五)「32」と「49」のうち少ない金額)	円	円	21
当該資産の譲渡をした日の属する年のうち当期内において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	円	円	22
当該資産の譲渡をした日の属する年において譲渡した同上以外の他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	円	円	23
当該資産の譲渡をした日の属する年において当該法人が譲渡した資産に係る調整前損金算入額 (15) + (16) + (17)	円	円	24
当該資産の譲渡をした日の属する年において完全支配関係法人が譲渡した資産に係る調整前損金算入額の合計額	円	円	25
当該資産の譲渡をした日の属する年の調整前損金算入額 (18) + (19)	円	円	26

【No.74】譲渡した資産ごとに作成・添付していますか。

【No.74】完全支配関係があるグループ全体で同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(8～14欄、20～26欄)。

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の計算入に関する明細書

【No.73】同一事業年度内の同一暦年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.72】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、12欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		資産について帳簿価額の減額等をした場合	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	25	円		
	収用換地等による譲渡年月	2			代替資産の取得のため(21)又は(21)のうち特別勘定残額に対応	26			
	譲渡資産の種類	3			【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。	前を資 期し産 以たで 前減あ に価る 取償場 得却合		前期末の取得価額	28
	譲渡資産の収用換地等があった部分の帳簿価額	4	円			前期末の帳簿価額		29	
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		を し た 場 合 特 殊	圧縮限度額 (27) × $\frac{(29)}{(28)}$	30			
	同補償金以外	6			圧縮限度超過額 (25) - ((27)又は(30))	31			
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7			取得価額に算入しない金額 (25)と(27)のうち少ない金額)又は (25)と(30)のうち少ない金額) × $\frac{(28)}{(29)}$	32			
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8			特別勘定に経理した金額	33			
保留地の対価の額	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		取 り 換 え た 場 合 の 計 算	繰上特別勘定の対象となり得る金額 (26)	34			
	対価の額	10			取得に充 てられた金額 (23)	35			
	交換取得資産の価額	11			度額	36			
	支出した譲渡経費の額	12			超過額	37			
譲渡経費の額の計算	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	13		取 り 換 え た 場 合 の 計 算	翌期繰越額の 当分の特別勘定の金額 (繰入事業年度の(33) - (37))	38			
	差引譲渡経費の額 (12) - (13)	14			同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	39			
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (14) × $\frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	15			当期中に益金の額に算入すべき金額	40			
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) - (15)	16			期末特別勘定残額 (38) - (39) - (40)	41			
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	17		交 換 取 得 資 産 に 関 する 場 合	交換取得資産の種類	42			
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (17)	18			交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	43			
	取得した補償金等の額 (9)	19			圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額 (11)	44		
	同様に係る譲渡経費の額 (14) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	20				交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(18)	45		
差引補償金等の額 (19) - (20)	21		交換取得資産につき支払った交換差金の額	46					
差益割合の計算	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	22		圧縮限度額の計算	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14)又は(16)	47			
	差益割合 $\frac{(21) - (22)}{(21)}$	23			計 (45) + (46) + (47)	48			
					圧縮限度額 (44) - (48)	49			
					圧縮限度超過額 (43) - (49)	50			

別表十三(四)

令六・四・一以後終了事業年度分

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の
損金算入に関する明細書

		号該当					
譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1					
	構造又は用途	2					
	取得年月日	3					
	所在地	4					
	譲渡した土地等の面積	5		平方メートル			
	譲渡年月日	6					
	対価の額	7		円			
	譲渡価額の帳簿価額	8					
	譲渡に要した経費の額	9					
	計 (8)+(9)	10					
差益割合	11						
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	12					
	構造又は用途	13					
	所在地	14					
	取得年月日	15					
	取得価額	16		円	円	円	円
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	17					
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日(18)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	18					
	取得した土地等の面積	19					
	取得した土地等の面積	20					
	同上のうち買換の特例の対象とならない面積	21					
取得価額	22		円	円	円	円	
買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23						
買換資産の取得のため(7の計)又は(7の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	24						
圧縮基礎取得価額 ((16)又は(22))と(24)のうち少ない金額	25						
帳簿価額の減額等を算した場	買換資産取得前	前期末の取得価額	26				
		前期末の帳簿価額	27				
	圧縮基礎取得前	前期末の取得価額	28				
		前期末の帳簿価額	29				
圧縮限度超過額 (23)-(29)	30						
取得価額に算入しない金額 ((23)と(29)のうち少ない金額)又は((23)と(29)のうち少ない金額)×(26)/(27)	31						
対価の額の合計額 (7の計)	32		円				
対価の額の合計額 (7の計)	33						
特別勘定の対象となり得る金額	34						
特別勘定に経理した金額	39						
繰入限度額 (34)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	40						
繰入限度額	41						
繰越額の計算	繰越額	42					
	繰越額	43					
	繰越額	44					
	繰越額	45					
繰越額	46						
その他参考となる事項							

【No.75】適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第65条の7第1項の表の各号の要件を満たしていますか。
また、当事業年度の期間内に譲渡資産の譲渡及び買換資産の取得をした場合におけるその買換資産は、特定の資産の買換えの場合の課税の特例の適用に関する届出書に記載した買換資産となっていますか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.76】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、9欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

【No.77】買換資産が措法第65条の7第1項の表の第3号の下欄の土地等である場合、その面積は300㎡以上となっていますか（特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります）。

【No.78】買換資産が土地等の場合、21欄には20欄のうち、5欄の5倍を超える部分の面積を記載していますか。
また、その明細を別紙に記載して添付していますか。

【No.79】4欄の「所在地」が集中地域以外の地域内であり、かつ、14欄の「所在地」が集中地域内である場合、「80/100」の圧縮割合を乗じて29欄の金額を算出していませんか。

【No.80】一定期間内（原則として、特定資産の譲渡日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から1年以内）に買換資産を取得しなかった場合、45欄に益金の額に算入されることとなる特別勘定の金額を記載していますか。

別表十三(五) 令六・四・一以後終了事業年度分

寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十四(二)

令六・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合				
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	1	円	損金の額	長期給付事業への繰入利子額	25	円	
	指定寄附金等の金額 (41の計)	1			同上以外のみなし寄附金額	26		
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2			【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。	計	(25)+(26)+(27)	28
	その他の寄附金額	3				所得金額仮計 (別表四「26の①」)	29	
	計 (1)+(2)+(3)	4			寄附金支出前所得金額 (28)+(29) (マイナスの場合は0)	30		
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5			同上の20又は50 100相当額 [50/100相当額が年200万円に満たない場合]	31		
	計 (4)+(5)	6			【No.81】10欄の金額は、別表五(一)の32④欄+33④欄の合計額を記載していますか。	組合等の損金算入限度額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	33	
	所得金額仮計 (別表四「26の①」)	7				損金算入限度額 (31)、(31)と(32)のうち多い金額)又は (31)と(33)のうち多い金額)	34	
	寄附金支出前所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	8			指定寄附金等の金額 (41の計)	35		
	同上の2.5又は1.25 100相当額	9			国外関連者に対する寄附金額及び 完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36		
	期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額の月数換算額の1,000 (別表五(一)「32の④」+「33の④」)	10			(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28)-(36)	37		
	同上の月数換算額 (10) × 12	11			損金の額に算入されない金額 (37)-(34)-(35)	38		
	同上の2.5 1,000相当額	12			国外関連者に対する寄附金額及び 完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)	39		
一般寄附金の損金算入限度額 (9)+(12) × 1/4	13		計 (38)+(39)	40				
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 (8) × 6.25/100	14		指定寄附金等に関する明細					
期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額の月数換算額の1,000 (11) × 2.75/1,000	15		寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の用途	寄附金額 41	
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 (14)+(15) × 1/2	16						円	
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と(14)又は(16)のうち少ない金額)	17		計					
指定寄附金等の金額 (1)	18		特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細					
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4)-(19)	19		寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 42	
損金の額に算入されない金額 (20)-(9)又は(13)-(17)-(18)	20						円	
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (19)	21		計					
完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	22		その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細					
計 (21)+(22)+(23)	23		支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額	
	24						円	

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整
に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十四(六)

譲受法人名	1								計
譲渡損益調整資産の種類	2								
譲渡年月日	3	・	・						
譲渡収益の額	4	円	円	円	円				
譲渡原価の額	5								
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6								
圧縮記帳等による損金算入額	7								
譲渡利益額 (6) - (7)	8								
当期が譲渡年度である場合の損金算入額 (8)									円
譲渡損失 (5) - (4) (マイナスの場合は0)									
当期が譲渡年度である場合の損失 (10)									
譲渡利益額の調整									
(8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))	12								
当期益金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額〕	13								
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12) - (13)	14								
譲渡損失額の調整									
(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15								
当期損金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額〕	16								
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15) - (16)	17								
当期に譲渡法人において生じた調整事項	18	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()				
簡便法による当期損金算入額を繰延資産とする場合は									
減価償却期間の月数 〔譲渡法人が適用する耐用年数〕 × 12	19	月	月	月	月				
当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20								
当期益金算入額 (8) × (20) (19)	21	円	円	円	円				
当期損金算入額 (10) × (20) (19)	22								
繰延資産									
支出の効果の及ぶ期間の月数	23	日	日	日	日				
当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24								
当期益金算入額 (8) × (24) (23)	25	円	円	円	円				
当期損金算入額 (10) × (24) (23)	26								

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.82】5欄の金額は、1,000万円以上の金額を記載していますか。
なお、通算グループ内の法人間で譲渡された通算法人株式会社については、譲渡直前の帳簿価額が1,000万円未満であっても5欄に記載していますか。

【No.83】譲渡損益調整資産が通算グループ内の他の通算法人の株式であり、かつ、譲受法人が当該他の通算法人以外の通算グループ内の法人である場合、12~26欄に記載していませんか。
また、その場合、その譲渡損失額又は譲渡利益額を別表四付表の3欄又は8欄に記載していますか。

【No.84】譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合、13欄又は16欄に金額を記載していますか。

【No.85】譲渡損益調整額の戻入れ計算を譲渡年度において原則法又は簡便法により行った場合、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用していますか。

令六・四・一以後終了事業年度分

交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表十五
令六・四・一以後終了事業年度分

支出交際費等の額 (8の計)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2		損		
中小法人等の定額控除限度額 (1)と(800万円 × $\frac{1}{100}$)又は(別表十五付表「5」)のうち少ない金額)	3			(1) - (4)	

【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

支出交際費等の額の明細					
科 目	支 出 額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待 飲食費の額	
				8	9
	6	7	8	9	
	円	円	円	円	円

【No.88】 通算グループ内のいずれかの法人が3欄の金額を損金算入限度額とすることを選択している場合、自己は2欄の金額を損金算入限度額とすることを選択しているとしても、別表十五付表を作成・添付していますか。

【No.87】 通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額又は出資金の額が100億円超である場合、9欄に記載していませんか。
また、通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である場合又はそのいずれかの法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている場合、3欄の計算をしていませんか。

○ ○ ○

【No.86】 交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。

【No.86】 接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。

計					
---	--	--	--	--	--

旧定額法又は定額法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表十六(一)
令六・四・一以後終了事業年度分

資産 細 区 分	種類	1					
	構造	2					
	目	3					
	取得年月日	4	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5					
	耐用年数	6	年	年	年	年	年
	取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外	円外	円外
	(7)のうち積立金方式による圧縮記載の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8					
	差引取得価額 (7)-(8)	9					
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
	計 (13)+(14)+(15)	16					
	当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分	17				
残存価額		18					
差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$		19					
旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)-(17)		20					
旧定額法の償却率		21					
(16)>(18)の場合 算出償却額 (19)×(20)		22					
増加償却額 (21)×割増率		23					
計 (20)+(22)+(23)		24					
(16)≤(18)の場合 算出償却額 (18)× $\frac{60}{100}$		25					
定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)		26					
定額法の償却率		27					
算出償却額 (25)×(26)		28					
増加償却額 (27)×割増率		29					
計 (27)+(28)		30					
当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)		31					
特別償却限度額 (30)+(31)		32	外				
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		33					
計 (30)+(32)+(33)	34						
当期償却額	35						
償却不足額 (34)-(35)	36						
償却超過額 (35)-(34)	37						
前期からの繰越額	38	外					
当期償却不足によるもの 償却不足によるもの	39						
積立金取崩しによるもの	40						
差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	41						
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (36)-(39)と(32)-(33)のうち少ない金額	42						
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43						
差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44						
当期分不足額	45						
当期分不足額	46						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (42)-(39)と(32)のうち少ない金額	47						
備考							

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.90】通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合又は通算グループ内のいずれかの法人(次の(4)以外の制度にあっては、一定の通算加入適用除外事業者を除きます。)が適用除外事業者該当する場合等に、次の特別償却を適用していませんか。
 (1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却
 (2) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却(適用要件の緩和措置)
 (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却
 (4) 被災代替資産等の特別償却(特別償却率の上乗せ特例)
 (5) 特定事業継続力強化設備等の特別償却
 (6) 特定地域における工業用機械等の特別償却(沖縄の離島地域等に係るもの)(中小規模法人に係る適用要件の緩和措置)
 【No.91】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。
 【No.92】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.5】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

旧定率法又は定率法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表十六(二)

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	取得年月日	3					
耐用年数	事業の用に供した年月	4					
	耐用年数	5					
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外	円外	円外
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8					
	差引取得価額 (7)-(8)	9					
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△	外△			
	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外			
	合 (13)+(14)+(15)	16					
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17					
	償却額計算の基礎となる金額 (16)-(17)	18					
	当期分の普通償却額	平成19年3月31日以前取得分	19				
差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$		20					
旧定率法の償却率		21					
算出償却額 (18)×(20)		22					
増加償却額 (21)×割増率		23					
計 (22)+(23)又は(18)-(19)		24					
算出償却額 (19)-(1)円× $\frac{5}{60}$		25					
定率法の償却率		26					
調整前償却額 (18)×(25)		27					
保証率		28					
当期分の償却限度額	償却保証額 (9)×(27)	29					
	改定取得価額 (26)<(28)の場合	30					
	改定償却率 (29)×(30)	31					
	増加償却額 (26)又は(31)×割増率	32					
	計 (26)又は(31)+(32)	33					
	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)	34					
	租税特別措置法 に適用される特別償却限度額	35					
	特別償却限度額	36					
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37					
	合 (34)+(36)+(37)	38					
当期償却額	39						
差引	償却不足額 (38)-(39)	40					
	償却超過額 (39)-(38)	41					
償却超過額	前期からの繰越額	42					
	当認 期容 積立 損金 額に よる もの	43					
	積立金取崩し によるもの	44					
	差引合計翌期への繰越額 (41)+(42)-(43)-(44)	45					
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40)-(43)と(36)-(37)のうち少ない金額	46					
特別償却不足額	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47					
	差引翌期への繰越額 (46)-(47)	48					
	翌期への繰越額の内繰越	49					
	当期分不足額	50					
	協同組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (40)-(43)と(36)のうち少ない金額	51					

令六・四・一以後終了事業年度分

【No.89】平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち、建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.90】通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合又は通算グループ内のいずれかの法人(次の(4)以外の制度にあっては、一定の通算加入適用除外事業者を除きます。)が適用除外事業者に該当する場合等に、次の特別償却を適用していませんか。

- 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却
- 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却(適用要件の緩和措置)
- 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却
- 被災代替資産等の特別償却(特別償却率の上乗せ特例)
- 特定事業継続力強化設備等の特別償却
- 特定地域における工業用機械等の特別償却(沖縄の離島地域等に係るもの)(中小規模法人に係る適用要件の緩和措置)

【No.91】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。

【No.92】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.5】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表十六(十)

繰延消費税額等 (発生した事業年度)	1	円	円	円	円	円	円	円	円	当期分
当期の損金算入限度額 $(1) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$ <small>当期発生分については $(1) \times \frac{\text{当期の月数}}{60} \times \frac{1}{2}$</small>	2									
当期損金経理額	3									
差引	損金算入不足額 (2) - (3)	4								
	損金算入限度超過額 (3) - (2)	5								
損金算入限度超過額	前期からの繰越額	6								
	同上のうち当期損金認容額 (4)と(6)のうち少ない金額)	7								
	翌期への繰越額 (5) + (6) - (7)	8								

【No.121】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、別表十六(十)を添付していますか。
また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか（資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理をしたものを除きます。）。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

令六・四・一以後終了事業年度分

当期に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入額等の明細

課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分)	9	円	(12)のうち当期損金算入額	14	円
課税仕入れ等の税額等 (税抜経理分)	10	同	(13)の割合が80%以上である場合の資産に係る控除対象外消費税額等の合計額	15	
			資産に係る控除対象外消費税額等で棚卸資産に係るものの合計額	16	
同上の額のうち課税標準額に対する消費税額等から控除されない部分の金額	11	の	資産に係る控除対象外消費税額等で特定課税仕入れに係るものの合計額	17	
同上の額のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)	12	ち	資産に係る控除対象外消費税額等で20万円未満のものの合計額	18	
			当期の消費税の課税売上割合	13	当期の繰延消費税額等 (12) - (15) 又は (12) - (16) - (17) - (18)

添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表十七(三)

外国関係会社 の 名称 等	名称	1				
	本 た の 店 る 所 又 事 在 は 務 主 所	国名又は地域名	2	<p>【No.93】租税負担割合が20%未満である外国関係会社（特定外国関係会社及び添付不要部分対象外国関係会社を除きます。）又は租税負担割合が27%未満である特定外国関係会社を有する場合、別表十七(三)等を作成・添付していますか（合算課税制度の適用を受けない場合であっても、これらの外国関係会社又は特定外国関係会社の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。）。</p>		
		所在地	3			
		事業年度	4			
	主たる事業	5				
	外国関係会社の区分	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社	6	外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社	外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社	外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社
		外国金融子会社等	7	外国金融子会社等	外国金融子会社等	外国金融子会社等
		資本金の額又は出資金の額	8	() 円	() 円	() 円
	株式等の保有割合	9	%	%	%	
	営業収益又は売上高	営業収益	10	() 円	() 円	() 円
		営業利益	11	() 円	() 円	() 円
		税引前当期利益	12	() 円	() 円	() 円
	利益剰余金	13	%	%	%	
	所得に対する租税の負担割合 (別表十七(三)付表二「39」又は「40」)	14	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	
	企業集団等所得課税規定の適用を受ける外国関係会社の該当・非該当	15	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	
課税対象金額等	適用対象金額、部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三)の二)「26」、別表十七(三)の三)「7」又は別表十七(三)の四)「9」	16				
請求権等勘案合算割合 (別表十七(三)の二)「27」、別表十七(三)の三)「8」又は別表十七(三)の四)「10」	17	%	%	%		
課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三)の二)「28」、別表十七(三)の三)「9」又は別表十七(三)の四)「11」	18	() 円	() 円	() 円		

令六・四・一以後終了事業年度分

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.94】各欄は、添付した外国関係会社の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか。

特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象
金額等の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十七三の二

外国関係会社の名称	1	事業年度	2	・	・
適用対象金額及び課税対象金額の計算					
所得計算上の適用法令	3	本邦法令・外国法令		16	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	4			17	
		減			
損金の額に算入した法人所得税の額	5			18	
	6			19	
		算			
			小計	21	
算	9	基準所得金額 (4) + (17) - (21)		22	
	10	繰越欠損金の当期控除額 (30の計)		23	
	11	小計		24	
減	12	益金の額に算入した法人所得税の還付額		25	
	13	子会社から受ける配当等の額		26	
算	14	特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額		27	%
	15	控除対象配当等の額		28	(円)
欠損金額の内訳					
事業年度		控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額 (29) - (30)	
		29			
・	・				
・	・				
・	・				
・	・				
・	・				
・	・				
・	・				
計					
当期分					
合計					

【No.95】24欄の金額は、2欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか（2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。）。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.96】28欄の金額の換算レートは、特定外国関係会社又は対象外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む当事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。）。

【No.5】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

令六・四・一以後終了事業年度分

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額の計算に関する明細書

事業年度		法人名		
外国関係会社の名称		1	適用対象金額 (別表十七(三の二)「26」)	8
本たる所 又は所在 は務主所	国名又は地域名	2	子会社から受ける配当等の額 (別表十七(三の二)「13」のうち(6)の外国 法人税の課税標準に含まれるもの)	9
	所在地	3	控除対象配当等の額 (別表十七(三の二)「15」のうち(6)の外国法 人税の課税標準に含まれるもの)	10
事業年度		4	調整適用対象金額 (8)+(9)+(10)	11
外国法人税	税種目	5	課税対象金額 (別表十七(三の二)「28」)	12
	外国法人税額	6	(12) (11)	13
	増額又は減額前の事業年度の(6)の金額	7	(6)×(13)	14
外国関係会社	適用対象金額 (55)	15		
特定外国関係会社	子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	16		
その他	控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	17		
調整適用対象金額 (15)+(16)+(17)		18		
部分適用対象金額 (別表十七(三の三)「7」)		19		
部分課税対象金額 (別表十七(三の三)「9」)		20		
(20) ≤ (18)の場合 (20) (18)		21	%	
(20) > (18)の場合 (20) (19)		22	%	
(6) × ((21)又は(22))		23		
(12)と(14)のうち少ない金額、(20)と(23)のうち少ない金額又は(29)と(32)のうち少ない金額		33		
異動した 法人税額 が	増額又は減額前の事業年度の(33)の金額	34		
	(33) ≥ (34)の場合 (33) - (34)	35		
	(33) < (34)の場合 (34) - (33)	36	(円)	
課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額 (33)又は(35)		37	(円)	
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算				
所得計算上の適用法令	38	本邦法令・外国法令	控除対象配当等の額	47
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	39	減		48
加算	損金の額に算入した法人所得税の	43	繰越欠損金の当期控除額	52
	小計	44	当期中に納付することとなる法人所得税の額	53
減算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	45	当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額	54
	子会社から受ける配当等の額	46	適用対象金額 (51) - (52) - (53) + (54)	55

別表十七(三)の五
令六・四・一以後終了事業年度分

【No.97】6欄、8欄及び12欄の金額は、それぞれ4欄の事業年度の所得に係る外国法人税額、適用対象金額及び課税対象金額を記載していますか。
また、その外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.98】36欄及び37欄の金額の換算レートは、外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか(自社の同日を含む当事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。)

特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額等の計算に関する明細書

事業年度		法人名	
外国法人の名称	1	木主務在店たる又は事務所	3
外国法人の事業年度	2	国名又は地域名	4
支払義務確定日	5	所在地	計
支払義務確定日までの保有期間	6		
発行済株式等の保有割合	7		
発行済株式等の通算保有割合	8		
剰余金の配当等の額	9		
(9)に係る外国源泉税等の額	10		
(9)配るが当該損に合算当入す	11	(9)のうち外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (別表八(二)「16」)	
外国子会社配当益金不算入の対象となる剰余金の配当等の額	12	(9)-(11)	
特定課税対象金額	13	(31)の合計	(17)の①
(9)又は(12)と(13)のうち少ない金額	14		(17)
差引 (13)-(14)	15		
(11)と(15)のうち少ない金額	16		
差引 (15)-(16)	17	①	② ③
間接特定課税対象金額	18	(別表十七(三の八)「23」)	(22)の① (22)の② (22)の③
(9)又は(12)と(18)のうち少ない金額	19		
差引 (18)-(19)	20		
(11)と(20)のうち少ない金額	21		
差引 (20)-(21)	22	①	② ③
損金算入配当以外の外国子会社配当に係る益金不算入額 (14)×5%+(19)×5%	23	(円)	(円) (円) (円)
損金算入配当 (14)×5%+(19)×5%	24	(円)	(円) (円) (円)
(16)+(21)	25	(円)	(円) (円) (円)
益金不算入額 (24)+(25)	26	(円)	(円) (円) (円)
上記以外の配当に係る益金不算入額 (14)+(19)	27	(円)	(円) (円) (円)
(23)及び(24)に係る外国源泉税等の額 (10)× $\frac{(14)+(19)}{9}$	28	(円)	(円) (円) (円)
請求権等勘案直接保有株式等の保有割合	29	%	当期発生額 (別表十七(三の)「26」、別表十七(三の)「7」又は別表十七(三の四)「9」×(29)
事業年度	30	当期繰越額又は当期発生額	当期繰越額 (31)-(32)
課税対象金額の明細	31	32	33
計			
当期分	(30)		
合計			

【No.99】 5欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表十七(三)の七

令六・四・一以後終了事業年度分

国外関連者に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表十七(四)

国外 関連 者 の 名 称 等	名称					
	本 店 の 所 在 又 は 事 務 所	国名又は地域名				
		所在地				
	主たる事業					
	従業員の数					
	資本金の額又は出資金の額					
	特殊の関係の区分		第	該当第	第	該当第
	株式等の保有割合	保有		%		%
		被保有		%		%
		同一の者による 国外関連者の株式等の保有		%		%
直近事業年度の営業収益等	事業年度		：	：	：	
	営業収益又は売上高		(百万円)	(百万円)
	営業費用	原価	(百万円)	(百万円)
		販売費及び一般管理費	(百万円)	(百万円)
	営業利益		(百万円)	(百万円)
	税引前当期利益		(百万円)	(百万円)
	利益剰余金		(百万円)	(百万円)
国外 関連 者 と の 取 引 状 況 等	棚卸資産の対価	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	役務提供の対価	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	有形固定資産の使用料	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	無形資産の対価	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
無形資産の使用料	受取	百万円	百万円	百万円		
	支払					
	算定方法					
貸付金の利息又は借入金の利息	受取	百万円	百万円	百万円		
	支払					
	算定方法					
事前確認の有無	受取	百万円	百万円	百万円		
	支払					
	算定方法					
事前確認の有無		有・無	有・無	有・無		

【No.100】 国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者について、「国外関連者の名称等」欄及び「国外関連者との取引状況等」欄を記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。

【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

令六・四・一以後終了事業年度分

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名
-------	---	---	-----

別表十八(一)

法人名	通算親法人	計
法人番号		
納税地		
事業年度等		

【No.101】通算親法人である場合、通算グループ内の法人について個社ごとに各欄を記載していますか。

令六・四・一以後終了事業年度等分

I 各通算法人の所得金額等に関する明細書

所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表「20」)	5						
純通算内配当等の額 (別表二(一)付表「22」)	6						
所得金額差引計 (別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」)が0以上の場合のその0以上の額)	7						
欠損金額差引計 (別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8						
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9						
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10						
(10)のうち0を超える金額	11						
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12						
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13						
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14						
(13)のうち0を超える金額	15						
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16						
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17						
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18						
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19						
(18)のうち0を超える金額	20						
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」-「2」) (マイナスの場合は0)	21						
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」-「4の計」) (マイナスの場合は0)	22						
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23						
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24						
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25						
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26						
通算前所得金額 (別表七の二「1」)	27						
調整通算前欠損金額 (別表七の二「7」)	28						
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表「1」)	29						
支払利息合計額 (別表八(一)付表「6」)	30						

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.101】通算親法人である場合、通算グループ内の法人について個社ごとに各欄を記載していますか。

II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書

地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32						
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33						
(32)のうち0を超える金額	34						

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名			
法人名	1	通算親法人					計	別表十八(二) 令六・四・一以後終了事業年度分
法人番号	2							
納税地	3							
事業年度	4	：	：					
期末現在の資本金の額又は出資金の額	5	円	円	円	円	円		
期末現在の常時使用する従業員の数	6	人	人					
継続雇用者給与等支給額 (別表六(七)「3」)	7	円	円				円	
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(七)「4」)	8							
国内設備投資額 (別表六(七)「9」)	9							
当期償却費総額 (別表六(七)「10」)	10							
対象年度の基準通算所得等金額 (別表六(八)「9」)	11							
前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表六(八)「11」)	12							
試験研究費の額 (別表六(九)「1」又は(別表六(十)「1」)	13							
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」又は(別表六(十)「4」)	14							
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」又は(別表六(十)「5」)	15							
平均売上金額 (別表六(九)「8」又は(別表六(十)「8」)	16							
調整前法人税額 (別表六(九)「16」又は(別表六(十)「14」)	17							
税額控除超過額 (別表六(九)附表「30」又は(別表六(十)附表「27」)	18							
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(九)附表「37」又は(別表六(十)附表「34」)	19							
差引対象特別試験研究費の額 (別表六(十二)「3」)	20							
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十二)「4」)	21							
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十二)「5」)	22							
調整前法人税額 (別表六(十二)「7」)	23							
税額控除超過額 (別表六(十二)附表二「17」)	24							
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(十二)附表二「24」)	25							
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十三)「5の計」)	26							
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十三)「14の計」)								

【No.101】通算親法人である場合、通算グループ内の法人について個社ごとに各欄を記載していますか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.101】通算親法人である場合、通算グループ内の法人について個社ごとに各欄を記載していますか。

組織再編成に係る主要な事項の明細書

付表

事業 年 度	・ ・	法人名
-----------	--------	-----

提出対象法人の区分、 組織再編成の様態 及び組織再編成の日	1	区 分	態 様	組織再編成の日
		被合併法人・合併法人・分割法人・分割承継法人・現物出資法人（株式交付以外）・被現物出資法人（株式交付以外）・株式交付親会社・現物分配法人・被現物分配法人（適格現物分配）・株式交換完全親法人・株式交換完全子法人・株式移転完全親法人・株式移転完全子法人	合併・分割型分割（単独新設分割型分割以外）・単独新設分割型分割・分社型分割・中間型分割・現物出資（株式交付以外）・株式交付・現物分配（株式分配以外）・株式分配・株式交換・株式移転	・ ・
相手方の区分、 名称及び所在地	2	区 分	名 称	所 在 地
		合併法人・被合併法人・分割承継法人・分割法人・被現物出資法人・現物出資法人（株式交付以外）・株式交付子会社・被現物分配法人・現物分配法人・株式交換完全子法人・株式交換完全親法人・株式移転完全子法人・株式移転完全親法人		
移転した（又は 交付した）資産 又は負債の明細	3	資産・負債の種類	価額等	株式交付にあつては左の算定根拠
移転を受けた資産 又は負債の明細	4	資産・負債の種類	価額等	
適 格 判 定 に 係 る 主 要 な 事 項				
適 格 区 分	5	適 格（法第2条第 号 該当） その他		
			株式の保有割合	組織再編成前 %
				組織再編成後 %
【No.6】組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。				
従 業 者 の 数	7	組織再編成前	組織再編成後	
		人	人	
組 織 再 編 成 前 の 主 要 事 業 等	8	(継 続 ・ 関 連)		
関 連 事 業	9			
事 業 規 模	10	指 標	左 の 指 標 に よ る 規 模 の 比 較	
		売上金額・資本金の額又は出資金の額 ・従業員の数・その他（ ）		
特 定 役 員 等 の 役 職 名 及 び 氏 名	11	組織再編成前の役職名	組織再編成後の役職名	氏 名
支 配 株 主 の 株 式 の 保 有 状 況	12	氏 名 又 は 名 称	旧 株 数	新株継続保有 見込の有無
			株	有・無 有・無
		(合 計)		有・無
		被合併法人等の発行済株式等の数	株	

貸借対照表（令和7年3月31日現在）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
【No.26】別表五(二)の41欄の記載額と一致していますか。		支 払 手 形	
受 取 手 形		買 掛 金	
未 払 金		未 払 費 用	
【No.20】任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。		短 期 借 入 金	
仕 掛 品		未 払 法 人 税 等	
材 料		賞 与 引 当 金	
貯 蔵 品		製 品 保 証 引 当 金	
短 期 貸 付 金		未 払 消 費 税 額 等	
前 払 費 用		固 定 負 債	
繰 延 税 金 資 産		長 期 借 入 金	
そ の 他		社 債	
貸 倒 引 当 金		退 職 給 付 引 当 金	
		役 員 退 職 引 当 金	
固 定 資 産		繰 延 税 金 負 債	
有 形 固 定 資 産		負 債 合 計	
建 物		(純資産の部)	
建 物 付 属 設 備		株 主 資 本	
機 械 及 び 装 置		資 本 金	
車 輛 及 び 運 搬 具		資 本 剰 余 金	
土 地		資 本 準 備 金	
建 物 仮 勘 定		そ の 他 資 本 剰 余 金	
無 形 固 定 資 産		利 益 剰 余 金	
借 地 権		利 益 準 備 金	
施 設 利 用 権		そ の 他 利 益 剰 余 金	
営 業 権		×××準 備 金	
投 資 そ の 他 の 資 産		〇〇〇積 立 金	
投 資 有 価 証 券		別 途 積 立 金	
長 期 貸 付 金		繰 越 利 益 剰 余 金	
前 払 年 金 費 用		自 己 株 式	
貸 倒 引 当 金		評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
資 産 合 計		純 資 産 合 計	
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	

【No.120】貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②⑥欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか)。

【No.13】自己株式を計上している場合、その自己株式数を別表二の1欄の内書に記載していますか。

損益計算書（自令和6年4月1日至令和7年3月31日）

科 目	金 額
営業収益	
売上高	
営業費用	
売上原価	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
営業外費用	
支払利息	
経常利益	
特別利益	
固定資産売却益	
特別損失	
有価証券評価損	
減損損失	
ゴルフ会員権評価損	
貸倒損失	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益	

【No.108】 損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を別表四で加算していますか。

有価証券評価損
減損損失
ゴルフ会員権評価損

【No.102】 有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。

株主資本等変動計算書

	株主資本											純資産 合計					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	評価・換算差額等							
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その 他利益剰余金 ×× 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		その 他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益		評価・換 算差額等 合計	新株 予約権			
															利益 剰余金 合計		
当期首残高																	
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当																	
当期純利益																	
自己株式の処分																	
××××																	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)																	
当期変動額合計																	
当期末残高																	

【No.17】 剰余金の配当等の額は、別表四の1③欄の配当の額と一致していますか。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
- 2 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日

- 3 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日

役員給与等の内訳書

役員給与等の内訳									
役職名 担当業務	氏名 住所	代表者との関係	役員給与計	左の内訳 使用人職務分以外				退職給与	
				使用人職務分	定期同額給与	事前確定届出給与	業績連動給与		その他
		常勤・非常勤の別	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円
		常・非							
		常・非							
		常・非							
		常・非							
		常							
計									
人件費の									
区分			総額			総額のうち代表者及びその家族分			
			百万	千	円	百万	千	円	
役員給与									
従業員	給与手当								
	賃金手当								
計									

- (注) 1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください（他の役員についての記入順は任意）。
 2. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。
 3. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。
 4. 「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。
 5. 「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。
 6. 「使用人職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。
 7. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記4. 5. 6以外の給与の金額を記入してください。
 8. 「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、工具等の賃金等製造原価（又は売上原価）に算入されるものを記入してください。

G K O 3 0 6

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	
納税地	
(フリガナ) 法人名	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	

【No.119】法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。
 【No.121】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか（資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理をしたものを除きます。）。

法人用
第一表

自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

(中間申告 自 令和 年 月 日
 の場合の
 対象期間 至 令和 年 月 日)

令和五年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

この申告書による消費税の税額の計算										付 割 賦 基 準 の 通 用		31	
										<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
課税標準額	①												
消費税額	②												
控除過大調整税額	③												
控除税額	控除対象仕入税額	④								事 項	額 の 法 上 記 以 外	<input type="radio"/>	全 額 控 除
	返還等対価に係る税額	⑤											
貸倒れに係る税額	⑥									基準期間の課税売上高		千円	
控除税額小計	⑦												
控除不足還付税額	⑧												
差引税額	⑨								00				
中間納付税額	⑩								00				
納付税額	⑪								00				
中間納付還付税額	⑫								00				
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬											
差引納付税額	⑭								00				
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮								預 金 口座番号			
	資産の譲渡等の対価の額	⑯									ゆうちょ銀行の		
この申告書による地方消費税の税額の計算													
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰											
差引税額	⑱												
譲渡割額	還付額	⑲											
納付税額	⑳												
中間納付譲渡割額	㉑								00				
納付譲渡割額	㉒								00				
中間納付還付譲渡割額	㉓												
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔											
差引納付譲渡割額	㉕												
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖												

【No.110】①欄の金額は、付表2-1①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（⑤欄又は付表2-1若しくは2-3⑬の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。

【No.109】電子申告義務がある法人の場合、消費税及び地方消費税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

【No.118】⑩欄及び㉑欄の金額について、消費税及び地方消費税のそれぞれの金額の集計・配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。

【No.120】㉖欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。）。

G K 0 6 0 2

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

法人用

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ)	
法人名	
(フリガナ)	
代表者氏名	

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38②	52

第二表

自 令和 年月日
至 令和 年月日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

(中間申告 自 令和 年月日
の場合の
対象期間 至 令和 年月日)

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課 税 標 準 額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	0 0 0 01
-----------	---	-------------------------------	----------

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤		05
	7.8 % 適用分	⑥		06
	(② ~ ⑥ の合計)	⑦		
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
	(⑧ ・ ⑨ の合計)	⑩		13

【No.117】課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ（例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等）がある場合、⑧～⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の（合計）額を記載していますか。

消 費 税 額	⑪		21	
⑪ の 内 訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮		25
	7.8 % 適用分	⑯		26

返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑰		31	
⑰ の 内 訳	売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑱		32
	特 定 課 税 仕 入 れ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 (注1)	⑲		33

地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と な る 消 費 税 額 (注2)	(⑳ ~ ㉓ の合計)	㉔		41
	4 % 適用分	㉕		42
	6.3 % 適用分	㉖		43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉗		44

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称			
区 分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X+D+E)		
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	(付表1-2の①)				
	②	(付表1-2の②)				
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①	(付表1-2の①)				
内 消費税額	②	(付表1-2の②)				
控除過大調整税額	③	(付表1-2の③)				
控 除	控除対象仕入税額	④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の④D欄の金額)	(付表2-1の④E欄の金額)	※第一表の①欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の①欄へ
内 税 額	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤)			
	⑥ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤)			
内 税 額	⑥ 貸倒れに係る税額	⑥	(付表1-2の⑥)			
控除税額小計	⑦	(付表1-2の⑦)				
(④+⑤+⑥)						
控除不足還付税額	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※④E欄へ	※⑤E欄へ		
(⑦-②-③)						
差引税額	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※④E欄へ	※⑤E欄へ		
(②+③-⑦)						
合計差引税額	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ	
(⑨-⑧)						
標準方と異なる消費税の課税標準額	控除不足還付税額	⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)	
	差引税額	⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の②欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の②欄へ	
(⑫-⑪)						
譲渡	還付額	⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑬E欄×22/78)	
	割納税額	⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑬E欄×22/78)	
合計差引譲渡割額	⑯				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ	
(⑮-⑭)						

【No.113】令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、②のD欄、E欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2-1⑩のD欄、E欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.116】⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		. . . ~ . . .			氏名又は名称	
区分		税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計 X	
		A	B	C	(A+B+C)	
課税標準額		円		円	円 ※付表1-1の①X欄へ	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第二表の				
	②	※①-2欄は、				
② 特定課税仕入れに係る支払対価の額	②	※第二表の				
③ 消費税額	③	(付表2-2の				
④ 控除過大調整税額	④	(付表2-2の④A欄の金額)		(付表2-2の④B欄の金額)	(付表2-2の④C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ
⑤ 控除 内 税 額	⑤	返還等対価に係る税額				※付表1-1の⑤X欄へ
	⑥	売上げの返還等対価に係る税額				※付表1-1の⑥-1X欄へ
	⑦	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額		※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※付表1-1の⑦-2X欄へ
	⑧	貸倒れに係る税額				
⑨ 控除税額小計 (4+5+6)	⑨					
⑩ 控除不足還付税額 (7-8-9)	⑩					
⑪ 差引税額 (2+3-7)	⑪			※⑫B欄へ	※⑫C欄へ	※付表1-1の⑪X欄へ
⑫ 合計差引税額 (9-10)	⑫					
⑬ 地方消費税の課税標準となる消費税額	⑬			(⑬B欄の金額)	(⑬C欄の金額)	※付表1-1の⑬X欄へ
	⑭			(⑭B欄の金額)	(⑭C欄の金額)	※付表1-1の⑭X欄へ
⑮ 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (12-11)	⑮			※第二表の⑮欄へ	※第二表の⑯欄へ	※付表1-1の⑮X欄へ
⑯ 譲渡 割 額	⑯			(⑯B欄×25/100)	(⑯C欄×17/63)	※付表1-1の⑯X欄へ
	⑰			(⑰B欄×25/100)	(⑰C欄×17/63)	※付表1-1の⑰X欄へ
⑱ 合計差引譲渡割額 (15-14)	⑱					

【No.113】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、②のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2-2⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.116】 ⑥X欄は、⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間	. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 (A+B)	C
課税標準額 ①	円 000	円 000	円 ※第二表の①欄へ	円 000
① 課税資産の譲渡等 の対価の額 ①	※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
内 特定課税仕入れに 係る支払対価の額 ①	※①-2欄は、			
消費税額 ②	※第一表の②欄へ			
控除過大調整税額 ③	(付表2-3の②A欄の金額)		(付表2-3の②B欄の金額)	※第一表の③欄へ
控除対象仕入税額 ④				※第二表の⑩欄へ
返還等対価に 係る税額 ⑤				
⑤ 売上げの返還等 の対価に係る税額 ⑤				
内 特定課税仕入れ の返還等対価 に係る税額 ⑤	※⑤-2欄			
貸倒れに係る税額 ⑥				※第一表の⑥欄へ
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦				※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧				※第一表の⑧欄へ
差引税額 (②+③-⑦) ⑨				※第一表の⑨欄へ
地方と 消費 税の 課税 標準 額 還 付 割 納 税 額 額	控除不足還付税額 (⑧) ⑩			※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑩及び⑫欄へ
	差引税額 (⑨) ⑪			※第一表の⑪欄へ ※第二表の⑫及び⑬欄へ
				(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ
				(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑭欄へ
				00
				00

【No.113】令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、②のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2-3⑩のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.116】⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を記載していますか。
また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		氏名又は名称	税率			合計
項目			税率6.21%適用分	税率7.8%適用分		F
			X	D	E	(X+D+E)
課税売上額（税抜き）	①					
免税売上額	②					
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④					
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤					
非課税売上額	⑥					
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦					
課税売上割合（④/⑦）	⑧					
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨					
課税仕入れに係る消費税額	⑩					
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑪					
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫					
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬					
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭					
課税貨物に係る消費税額	⑮					
納税義務の免除を受けない（受ける） こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑯					
課税仕入れ等の税額の合計額 （⑩+⑫+⑭+⑮+⑯）	⑰					
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 （⑰の金額）	⑱					
課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合	⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの					
	⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの					
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑱+（⑲×④/⑦）〕					
高又は高が合	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 （⑲×④/⑦）					
控除調整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額					
	調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額					
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額					
差引	控除対象仕入税額 〔（⑱、⑲又は⑳の金額）±㉓±㉔+㉕〕					
	控除超過調整税額 〔（⑱、⑲又は⑳の金額）±㉓±㉔+㉕〕がマイナスの時					
貸倒回収に係る消費税額	㉘					

【No.110】申告書第一表①欄の金額は、①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2-1⑬の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。

【No.111】非居住者から受け取る利子等（外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を③F欄に記載していますか。

【No.112】⑥F欄の金額には、次の金額を含めていますか。
 (1) 有価証券の譲渡対価の5%相当額
 (2) 土地等の譲渡対価の金額
 (3) 受取利子の金額
 (4) 集団投資信託の収益の分配金
 (5) 従業員から受け取る社宅家賃等

【No.113】令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、付表1-1②のD欄、E欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、⑩のD欄、E欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割戻し計算）により計算していませんか。

【No.114】令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、⑩のD欄、E欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、⑫のD欄、E欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割戻し計算）により計算していませんか。

【No.115】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注 1 金額の計算については、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 ⑩、⑫及び⑬欄には、割引金、割戻し、割戻しなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を⑩及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第52条又は第53条の条

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		氏名又は名称	税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計X
項目			A	B	C	(A+B+C)
課税売上額（税抜き）	①					※付表2-1の①A欄へ
免税売上額	②					
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④					（旧税率の対価の金額）
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤					
非課税売上額	⑥					
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦					
課税売上割合（④/⑦）	⑧					
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨					
課税仕入れに係る消費税額	⑩					
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑪					※付表2-1の⑪A欄へ
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫					※付表2-1の⑫A欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬	※⑬及び⑭欄は、				
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭					
課税貨物に係る消費税額	⑮					
納税義務の免除を受けない（受ける） こととなった場合における消費税額 の調整（加算又は減算）額	⑯					
課税仕入れ等の税額の合計額 （⑩+⑫+⑭+⑮+⑯）	⑰					
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 （⑰の金額）	⑱					
課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合	⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの					※付表2-1の⑱A欄へ
	⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの					※付表2-1の⑱B欄へ
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑱+（⑲×④/⑦）〕					※付表2-1の⑱C欄へ
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 （⑰×④/⑦）	⑳					※付表2-1の⑳A欄へ
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑					
調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒					
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額	㉓					
控除対象仕入税額 〔（⑱、⑲又は⑳の金額）±㉑±㉒±㉓〕がプラスの時	㉔	※付表1-2の⑳A欄へ	※付表1-2の⑳B欄へ	※付表1-2の⑳C欄へ	※付表2-1の⑳A欄へ	
控除超過大調整税額 〔（⑱、⑲又は⑳の金額）±㉑±㉒±㉓〕がマイナスの時	㉕	※付表1-2の㉕A欄へ	※付表1-2の㉕B欄へ	※付表1-2の㉕C欄へ	※付表2-1の㉕A欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表1-2の㉖A欄へ	※付表1-2の㉖B欄へ	※付表1-2の㉖C欄へ	※付表2-1の㉖A欄へ	

【No.113】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、付表1-2②のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.114】 令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、⑫のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.115】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
3 ④、⑤及び⑬欄は、付表2-1のF欄を引算した後に記載する。
4 ⑥、⑦及び⑱欄には、引算、割戻し、割引きなど仕入対価の取戻等の金額がある場合（仕入対価の取戻等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。
5 ⑫及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）別則第22条又は第23条の適用がある場合をいう。

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)	
課税売上額（税抜き）	①				
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④				
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦				
課税売上割合（④/⑦）	⑧				
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨				
課税仕入れに係る消費税額	⑩				
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑪				
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫				
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬				
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭				
課税貨物に係る消費税額	⑮				
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑯				
課税仕入れ等の税額の合計額（⑩+⑫+⑭+⑮+⑯）	⑰				
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合（⑰の金額）	⑱				
課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの				
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの				
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額（⑱+⑳×④/⑦）				
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額（⑰×④/⑦）	㉒				
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	㉓				
調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉔				
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額	㉕				
控除対象仕入税額 〔(⑱、㉔又は㉕の金額)±㉓±㉔±㉕〕がプラスの時	㉖				
控除過大調整税額 〔(⑱、㉔又は㉕の金額)±㉓±㉔±㉕〕がマイナスの時	㉗				
貸倒回収に係る消費税額	㉘				

【No.110】 申告書第一表①欄の金額は、①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2-3⑬の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。

【No.111】 非居住者から受け取る利子等（外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を③C欄に記載していますか。

【No.112】 ⑥C欄の金額には、次の金額を含めていますか。
 (1) 有価証券の譲渡対価の5%相当額
 (2) 土地等の譲渡対価の金額
 (3) 受取利子の金額
 (4) 集団投資信託の収益の分配金
 (5) 従業員から受け取る社宅家賃等

【No.113】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、付表1-3②のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、⑩のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割戻し計算）により計算していませんか。

【No.114】 令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、⑩のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、⑫のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割戻し計算）により計算していませんか。

【No.115】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注記
 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 ⑨、⑩及び⑬欄には、割引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額）
 3 ⑬及び⑬欄の経過措置は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第92条又は第93条の適用の有無を以てする。